

令和元年度の自律改革取組状況(令和元年度末時点)

No.	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性
1	ペーパーレス会議の推進	局で所管している会議で、ペーパーレスで実施しているものは少ない。	局で所管している会議について、ペーパーレスでの実施を推進し、業務の効率化及び紙の使用量削減を図る。	ペーパーレス会議システムやプロジェクター・スクリーン等の活用により、局で所管している会議のペーパーレスを進めることができ、紙の使用量の削減につなげることができた。今後も継続して取り組んでいく。
2	情報公開事務の効率化	情報公開においては、条例に基づき非開示箇所を判断することとなるが、定例的でない案件については検討を要することも多く、案件ごとに開示非開示の判断に時間がかかっている。 また、局内各部において判断基準の認識に差がある場合がある。	案件ごとに生じた疑問点と、その対応結果を収集・リスト化し、共有する。 個別案件における疑問点をリスト化し、局ポータルに掲示することで、局内各部署において統一かつ効率的に事務を遂行できるようにする。	疑問点を収集し整理したうえで情報公開事務Q&Aを作成し、局ポータルに掲示したことで、局内調整を円滑に行うことができ、業務の効率化につながった。
3	「見える化」によるライフ・ワーク・バランスの推進	・職員が日常業務に追われ、ライフ・ワーク・バランスを意識しづらい。 ・定時退庁日のメール周知等はあるが、早く帰る職場風土の醸成のために、定時退庁日であることの見える化が必要。	定時退庁日の掲示や「帰るタグ」を作成し、定時退庁運動を実施。全庁や局の定時退庁日のわかりやすい掲示のほか、マイ定時退庁日には、自席にタグを掲示して見える化する。	定時退庁日、完全消灯日別に部内複数個所に明示し、職員の定時退庁についての意識の向上につなげた。 「帰るタグ」については、計画課内で試行中。
4	職員の技術継承の促進	職員の入れ替わりにより、経緯等を知る者が少なくなりつつある。非常勤職員をはじめ、ベテラン職員の多くは、行政の一線で貴重な経験等、財産を所有しているが、継承を図る機会がない。	・分野ごとにテーマを選定し、ベテラン職員を講師とした研修や勉強会を実施する。 ・技術を承継し、通常業務の適切な遂行に活用するとともに、新たな施策展開等にも反映させる。	上半期からはVOCアドバイザー実地研修、地下水水質調査研修等を実施し、下半期からは新たに高圧ガス防災訓練研修やベテラン職員から話を聞く学習会を開催した。今年度は若手職員を主な対象として実施してきたため、今後、転入職員にも対象を拡大していく。
5	自然公園施設及び都民の森施設における外国人等が利用しやすい環境整備	・外国人のニーズを十分把握できていない。 ・外国人の求める適切なサインや案内板、閲覧率の高いサイトなど情報発信・伝達の考え方が整理できていない。 ・英語等で案内できる人材が不足している。 ・外国人対応に関するガイドブックや研修資料等によるノウハウの継承ができていない。	主に次の事項についてヒアリングやアンケート、他施設の事例収集等により施設整備や研修の実施など必要な対応策を検討する。 ・外国人等の認知度やニーズを把握する。 ・外国人を呼び込むためのインターネットの効果的活用方法を検討する。 ・来訪した外国人が安全に利用するために必要な施設のあり方を検討する。 ・外国人利用者への適切な対応に必要な人材育成策を検討・実施する。	次の事項について対応を行った。 ・外国人等の利用状況やニーズを把握するための調査委託を発注し、現地での聞き取り調査等を実施した。調査結果を踏まえ、今後、必要な情報についてデジタルサイネージ、インターネット等による情報発信や施設整備を行っていく。 ・外国人利用者への適切な対応のため、レンジャー等への英語研修を実施した(年間12回)。今後も継続していく。
6	施設のサービス品質の向上に向けた取組(小峰公園ほか13施設)	・昨年度、全施設において、ポスターの掲示方法、チラシ、リーフレットの配架に係る点検及び改善を実施したほか、「施設サービス魅力向上プロジェクト」による点検結果に基づき、施設ごとに、案内表示やHPの掲載情報等、対応可能な部分についての改善を実施した。 ・その他、施設利用者から意見が寄せられた場合には、その都度対応を実施している。	・「施設サービス魅力向上プロジェクト」による点検結果を踏まえ、指定管理者等と協議のうえ改善方法等を検討し、適宜実施する。 ・案内表示等の多言語対応やバリアフリー対応をはじめ、施設の特성에応じて対応を進める。	各施設におけるアクセスインフォメーションの改善方針に基づき、令和2年度より関係者との調整のうえ案内表示の形状等について検討するため、準備を進めている。
7	施設のサービス品質の向上に向けた取組(掲示物関係)	ポスター等の掲示物やチラシ・リーフレットについて、平成30年12月に一斉点検・改善を実施した。 今後、期限の過ぎたポスターやリーフレットが掲示、配架されてしまう状態や、わかりにくく掲示、配架されてしまう状態を避けるため、定期的に点検を行い、定着させていく必要がある。	今年度も引き続き、各部・所において、掲示物の掲示状況・チラシ類の配架状況について定期的に点検を行い、必要に応じて改善を図る。	2月から3月にかけて、各部・所において点検を実施し、適宜改善を行った。今後も定期的な点検等を実施し、定着を図っていく。